

姉妹都市 **チョンジュ**
韓国清州市からきました！

鳥取市と姉妹都市提携を結んでいる韓国清州市の職員が9月5日から鳥取市役所に研修職員として勤務しています。



研修を受けているのは、清州市女性発展文化センターの諸明熙（チェ・ミョンヒ）さん。企画調整課などに配属され、12月1日までの約3カ月間、鳥取市の行政の仕組みや環境政策、男女共同参画に関する事などを学ぶとともに、市民との交流を深めます。

鳥取地域の一齐清掃は、10月15日(日)です



みんなでごみのない美しいまちに

- ◇びん・缶・プラスチックなどは必ず分別してください。
- ◇家庭一般ごみとは別の、決められた位置に出してください。
- ◇家電製品や大型ごみ、タイヤ、バッテリーなどは出さないでください。

■問い合わせ先 鳥取市市民運動推進協議会（協働推進課内）
 ☎(0857)20-3182

**【入湯税】
 環境施設の整備などに役立ってます**



入湯税は、鉱泉浴場（温泉など）を利用する入湯客に課税され、次の費用に充てるための目的税です。
 ▷清掃工場、下水処理場などの環境衛生施設の整備
 ▷鉱泉源の保護管理施設の整備
 ▷消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備

入湯客から受け取った税金は、鉱泉浴場の経営者が市に納めます。税額は1人1日150円です。ただし、12歳未満の人、一般公衆浴場の入湯客などへの課税は免除されます。

■問い合わせ先 市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3411

**【市・県民税】
 あなたの市・県民税が変わります！**

国の三位一体改革に伴い、国から地方へ税源が移譲されることになりました。具体的には、平成19年度から市・県民税の税率が一律10%に見直されるとともに、所得税も現在の4段階から6段階に見直されます。これにより、納税者の大半が市・県民税は増えますが、その分所得税が減税となるため、負担は変わりません。

〈モデルケース〉

夫婦子2人、夫の給与収入600万円 (円)

	所得税	市・県民税	所得税+市・県民税
税源移譲前	189,000	122,000	311,000
税源移譲後	94,500	216,500	311,000

■問い合わせ先 市役所南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3414・3417

暮らし、なんでも相談



無料相談

弁護士・公証人・司法書士・社会保険労務士・税理士・行政書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士が、それぞれ専門的な立場で合同で相談に応じます。
 とき 10月5日(木) 午前10時～午後4時

特設人権相談所

近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関する困りごとなど、人権問題全般に関する相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。受付は、直接会場へお越しください。

ところ 県民文化会館1階フリースペース
 主催 鳥取県士業連絡協議会
 問い合わせ先 社団法人鳥取県不動産鑑定士協会 ☎(0857)29-3074

秋の行政相談週間(10月16日(22日)と合同行政相談)

行政相談制度は、行政機関の仕事や手続き、サービスなどに関する苦情や困りごと、相談窓口が分からないといった相談を受け、公平中立の立場で解決を図り、行政の改善に役立てる制度です。総務省は毎年10月の中

とき 10月20日(金)午後1時～4時
 ところ さざんか会館(富安二丁目)
 問い合わせ先 鳥取県方法務局人権擁護課 ☎(0857)22-2289

ところ 県民文化会館1階展示室
 参加機関 ▼鳥取県方法務局
 ▼広島国税局 ▼鳥取労働局
 ▼鳥取社会保険事務所 ▼鳥取県
 ▼鳥取市 ▼鳥取市社会福祉協議会 ▼弁護士 ▼行政相談委員 ▼鳥取行政評価事務所
 問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(鳥取県地方合同庁舎・富安二丁目) ☎(0857)24-5542

旬を、行政相談週間と定め、次のとおり合同行政相談所を開設しています。
 とき 10月17日(火) 午後1時～4時